

焼却禁止の例外の具体的な事例

焼却禁止の例外	具体的な事例
国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却	① 河川管理者による河川管理を行うための伐採した草木等の焼却 ② 海岸管理者による海岸の管理を行うための漂着物等の焼却
震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却	① 凍霜害防止のための稲わら等の焼却 ② 災害時における木くず等の焼却 ③ 道路管理者が道路管理のために剪定した草木等の焼却
風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却	① とんど焼き等の地域の行事において不要となった門松、しめ縄等の焼却
農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却	① 農業者が農地管理のために行う稲わら等の焼却 ② 林業者が行う伐採した枝の焼却 ③ 漁業者が行う魚網に付着した海産物等の焼却
たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの	① バーベキュー、たき火、キャンプファイヤーなどを行う際の木くず等の焼却

平成 12 年 9 月 28 日厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知（抜粋）